

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景



1-1 計画策定の目的

地球規模の危機

私たちの便利で快適な生活は、森林の開発や水質汚濁、ごみの発生など、自然環境や生活環境への環境負荷を増大させるとともに、化石燃料の使用により、地球温暖化など地球規模の環境問題を引き起こしています。

特に近年では、地球温暖化が原因とみられる記録的な集中豪雨や猛暑などによる災害の発生、使い捨て製品に起因するプラスチックごみによる海洋汚染、食べきれずに廃棄される食品ロスが注目されるなど、地域の課題が地球規模の危機と密接に関わる問題が生じています。

これらの問題は、私たち一人ひとりが影響を受けるとともに、その原因者となっているため、今後は市民・事業者・市が一体となって、生活様式や社会構造のあり方そのものを持続可能なものに変えていくことが求められています。



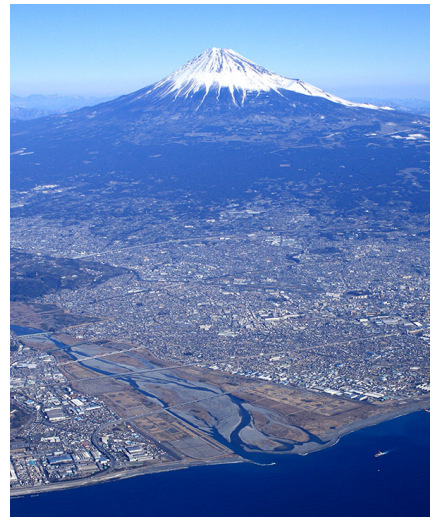
富士山の恵みをはじめとする良好な環境を、永遠に継承するために

■ 「富士市環境基本条例」と「富士市環境基本計画」

本市では、自然と人との共生や環境への負荷の少ない循環を基調とし、現在及び将来の市民が、過去の世代から受け継いだ富士山の恵みをはじめとする良好な環境を永遠に継承するため、2000（平成12）年12月に「富士市環境基本条例」を制定しました。

2002（平成14）年3月には、この条例に基づき、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標、施策の方向性などを定めた「富士市環境基本計画」を、2011（平成23）年3月には第二次計画となる「第二次富士市環境基本計画（富士市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む）」（以降、第二次計画という）を策定し、環境行政を推進してきました。

また、2017（平成29）年3月には、第二次計画の第4章・第5章を改定した「第二次富士市環境基本計画（改定）」を策定しました。



■ 「第三次富士市環境基本計画」の策定

第二次計画策定以降の社会情勢や環境の変化、今後生じうる問題などに的確に対応するため、市行政の横断的な取組のほか、市民・事業者・市など各主体の協働による取組を目指した新たな「第三次富士市環境基本計画」（以降、第三次計画、または本計画という）を策定しました。

1-2 社会情勢や環境の変化

近年、本市を取り巻く社会や環境は大きく変化しています。第三次計画の策定にあたっては、これらの社会情勢や環境変化に対応していく必要があります。

人口減少をはじめとする社会情勢の変化

日本の総人口は戦後、増加を続けていきましたが、2008（平成20）年の1億2,808万人をピークに減少に転じました。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計*によると、総人口は2050（令和32）年には約1億192万人にまで減少することが予測されています。また、2019（令和元）年には、出生数が過去最低の86.5万人となる一方で、高齢化率は過去最高の28.4%となっています。今後も高齢化率は高くなり、2050（令和32）年には37.7%に達するなど、これまでにない超高齢社会を迎えると想定されています。

このほか、安全・安心意識の高揚、子育てへの関心の高まり、社会資本の老朽化、地方財政のひっ迫、新型コロナウイルス感染症への対応など、環境問題にも関連する社会情勢が大きく変化しています。

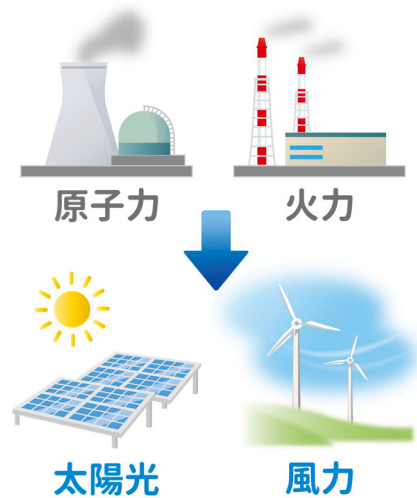
エネルギー政策や環境技術の変革

■東日本大震災による電力不足の発生

2011（平成23）年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（M9.0）により、東北地方や関東地方の太平洋沿岸に大津波が襲い、壊滅的な被害をもたらしました。この災害により、東京電力福島第一原子力発電所や多くの火力発電所が停止して電力不足が発生したことから、自立分散型エネルギーの重要性が高まりました。

■エネルギー政策の大転換

日本のエネルギー政策の基本的な方向性を示す「第4次エネルギー基本計画」が2014（平成26）年4月に閣議決定されました。この計画では、東日本大震災や原子力発電所の事故などを受け、再生可能エネルギーの導入を最大限加速し、積極的に推進していくことが明記されました。その後、2018（平成30）年7月には「第5次エネルギー基本計画」が閣議決定され、脱炭素化を目指し、再生可能エネルギーを2050（令和32）年に主力電源とすることが明記されました。



■環境技術の進展

人工知能（AI）やモノのインターネット（IoT）などの技術革新が進むとともに、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）や電気自動車が徐々に普及してきています。これらの環境技術が進展することにより、私たちの暮らしが便利になるとともに、環境への負荷の低減にも役立っています。



* 出生中位（死亡中位）推計。

SDGs・パリ協定など世界共通の目標の広がり

■SDGs（持続可能な開発目標）

2015（平成27）年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、世界全体の経済・社会・環境を調和させる取組として作成され、「SDGs（持続可能な開発目標）」として17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられました。

SDGsの推進を図るため、政府は2016（平成28）年12月に「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定しました。指針では、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済・社会・環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す」というビジョンを掲げています。SDGsの17のゴールを目指す動きは、地方公共団体や事業者などにも広がりつつあります。



SDGsの17のゴール

■2030（令和12）年に向けたパリ協定の発効

2015（平成27）年12月に開催された「国連気候変動枠組条約第21回締約国会議」（COP21）では、地球温暖化対策の新たな枠組みとして「パリ協定」が採択されました。先進国及び途上国を含む世界197か国・地域が参加する歴史的な枠組みとなっています。その後、パリ協定は2016（平成28）年11月4日に発効し、日本も同月の8日に批准しました。

パリ協定の主なポイントとしては、①産業革命前からの気温上昇を2℃未満にする（1.5℃に抑えるよう努力する）、②今世紀後半に温室効果ガス排出量を実質ゼロにする、③全ての国が温室効果ガスの排出削減に取り組んでその内容を報告する、などがあります。

SDGsやパリ協定に向けた国内の動き

■「第五次環境基本計画」の閣議決定

国は、SDGsの策定やパリ協定の発効を受けて、2018（平成30）年4月に「第五次環境基本計画」を閣議決定しました。この計画では、SDGsの考え方も活用しながら、イノベーションの創出や経済・社会的課題の「同時解決」を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」につなげていくこととしています。また、各地域の資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮される「地域循環共生圏」という考え方が提唱されました。



地域循環共生圏のイメージ

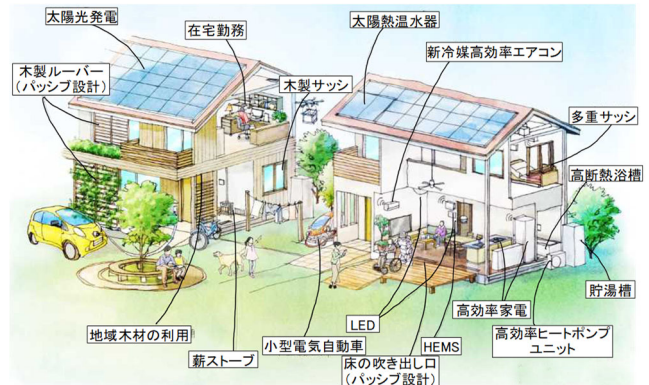
【資料：環境省】

■パリ協定に対応するための「地球温暖化対策計画」の策定

国は、パリ協定を踏まえた「地球温暖化対策計画」を 2016（平成 28）年 5 月に閣議決定しました。この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 8 条に基づいて策定する地球温暖化対策に関する総合的な計画であり、地方公共団体の役割として「自ら率先的な取組を行うことにより、区域の事業者・住民の模範となることを目指すべきである」とされています。また、温室効果ガスの削減目標として、短期目標「2020（令和 2）年度までに 2005（平成 17）年度を基準値として 3.8%以上削減」、中期目標「2030（令和 12）年度までに 2013（平成 25）年度を基準値として 26%削減」が盛り込まれています。

■脱炭素社会を目指す長期戦略の閣議決定

国は、温室効果ガス削減の長期戦略として、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」を 2019（令和元）年 6 月に閣議決定しました。この戦略では、今世紀後半のできるだけ早期に「脱炭素社会」を目指すとともに、2050（令和 32）年までに 80%の削減（長期大幅削減）に大胆に取り組むこと、イノベーションを通じた「環境と成長の好循環」の実現などを示しています。



長期大幅削減における暮らしのイメージ
【資料：環境省（加筆修正）】

近年、注目を集めている環境問題への対応

■「気候変動適応法」の施行

気候変動による様々な影響に適応するための対策を推進するため、「気候変動適応法」が 2018（平成 30）年 6 月に公布、同年 12 月に施行され、同法第 7 条に基づく「気候変動適応計画」が同年 11 月に閣議決定されました。適応計画の中では、①農業、森林・林業、水産業、②水環境・水資源、③自然生態系、④自然災害・沿岸域、⑤健康、⑥産業・経済活動、⑦国民生活・都市生活の 7 つの分野ごとに施策が掲載されています。



■「プラスチック資源循環戦略」の策定

海洋プラスチックごみ問題、アジア各国による廃棄物の輸入規制などの幅広い課題に対応するため、国は 2019（令和元）年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。この戦略では、2030（令和 12）年までに、使い捨てプラスチック（容器包装など）の排出を、これまでの努力も含め、累積で 25%抑制するという目標を掲げています。



■「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のことです。日本では、2017（平成 29）年度に約 612 万トンの食品ロスが発生しました。この食品ロスを削減するため「食品ロスの削減の推進に関する法律」が 2019（令和元）年 5 月に公布、同年 10 月に施行されました。この法律では、地方公共団体が国の基本方針を踏まえて削減推進計画を策定・実施することや、事業者や消費者の役割を定めています。



第2節 基本的事項



2-1 計画の位置づけ

本計画は、「富士市環境基本条例」に基づき、国や県の環境基本計画と連携するとともに、「富士市総合計画」を環境面から実現する、環境行政の最上位計画に位置づけられます。また、その他の環境に関連する計画や各種の事業計画などについても、各施策の内容と整合を図るものとします。

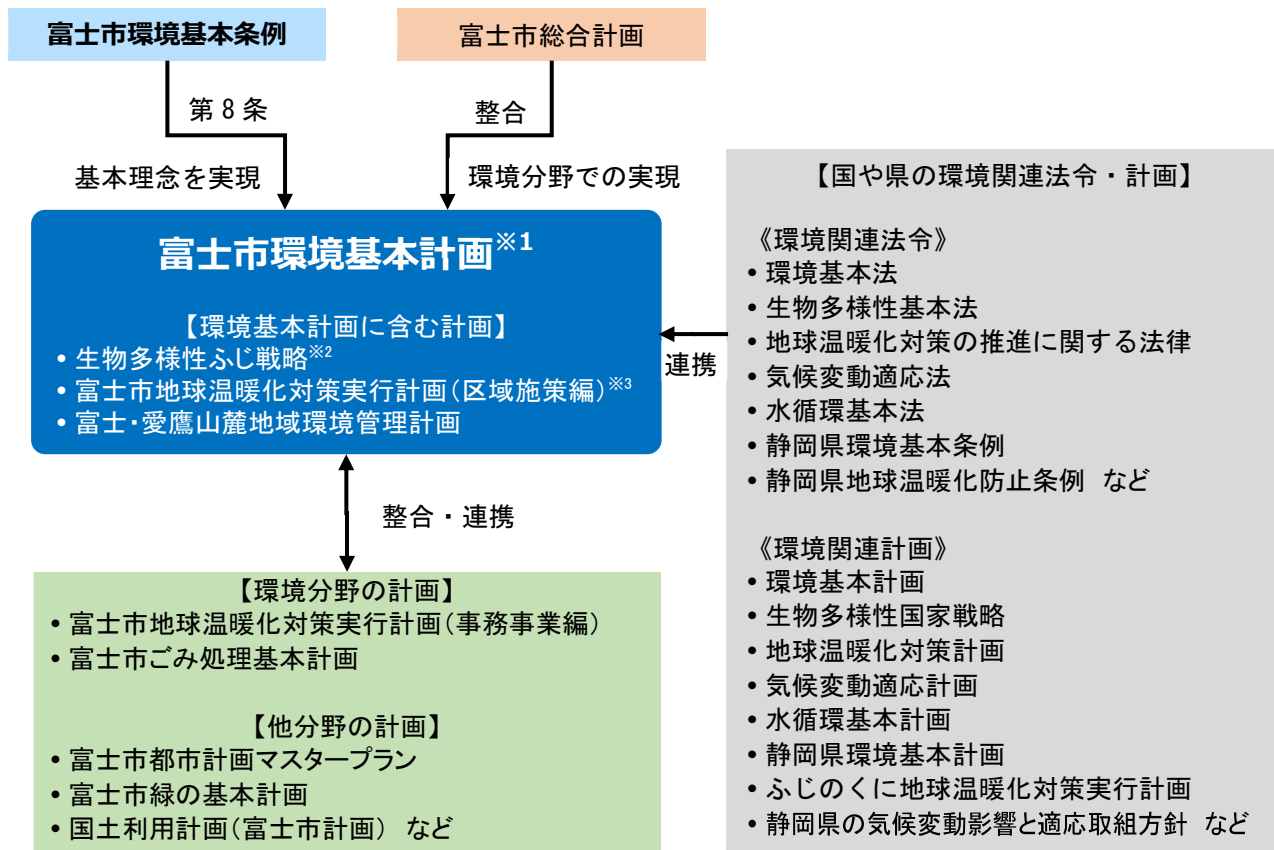
なお、本計画では、「生物多様性ふじ戦略」「富士市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」「富士・愛鷹山麓地域環境管理計画」の個別計画を含む形で策定しました。



第三次計画



生物多様性ふじ戦略



計画の位置付け

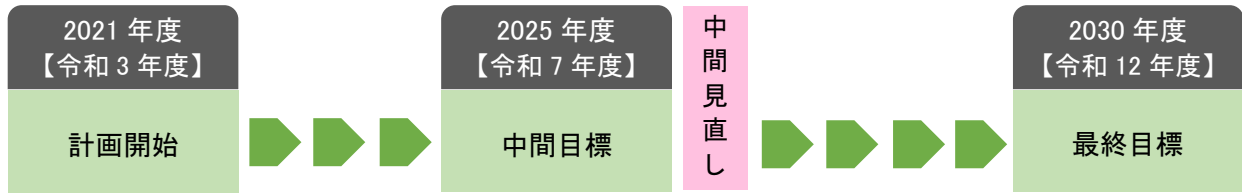
※1 「富士市環境基本条例」第8条に基づく環境基本計画

※2 「生物多様性基本法」第13条に基づく生物多様性地域戦略

※3 「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく地方公共団体実行計画(区域施策編)及び「気候変動適応法」第12条に基づく地域気候変動適応計画

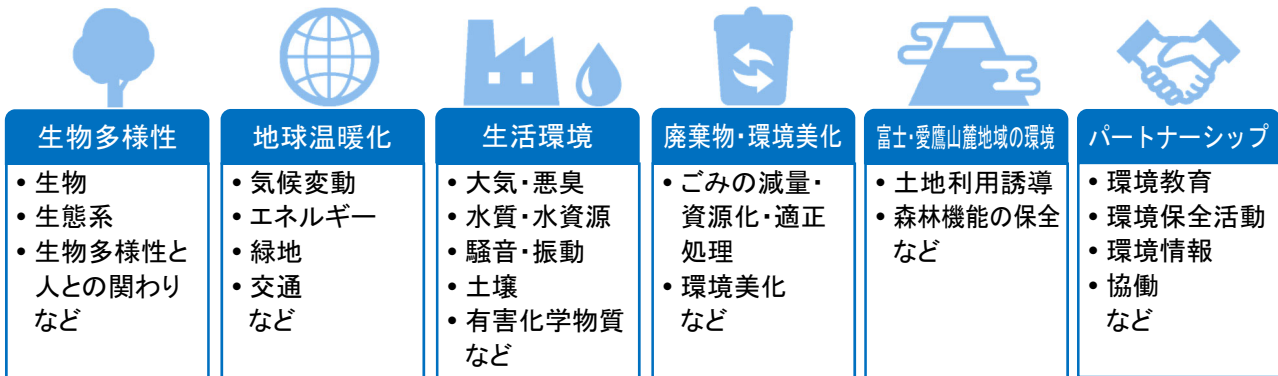
2-2 計画の期間

本計画の期間は、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。また、環境問題や社会情勢の変化に応じて、概ね5年に一度見直しを行うこととします。



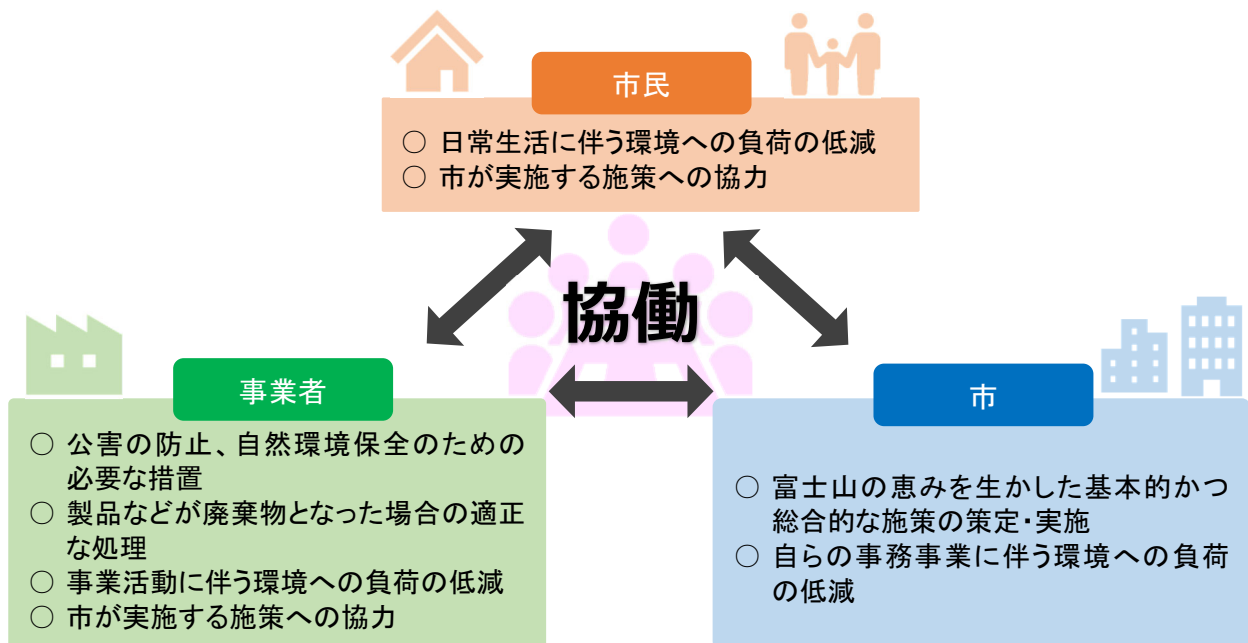
2-3 計画の対象とする環境

本計画の対象とする環境は以下のとおりです。



2-4 取り組む主体と役割

「富士市環境基本条例」第4条から第6条において、環境を守り、育てる主体は「市民」、「事業者」、「市」であるとしています。本計画では、これら3つの主体のそれぞれの役割を明確にするとともに、各主体が協働で目標達成に向けて取組を進めるものとします。



取り組む主体と役割

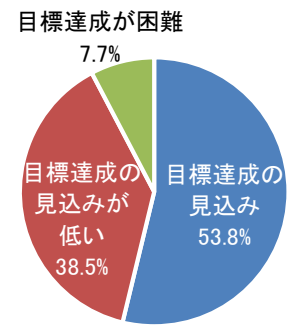
第3節 第二次計画の評価



3-1 環境目標による評価

第二次計画では、2009（平成21）年度を基準年度とし、2020（令和2）年度の目標値を掲げて取組を推進してきました。また、2016（平成28）年度には、環境目標や目標値の見直しを行いました。

2018（平成30）年度の環境目標全体の達成状況は、「目標達成の見込み」が53.8%、「目標達成の見込みが低い」が38.5%、「目標達成が困難」が7.7%でした。なお、基本目標ごとの達成状況の評価は以下のとおりです。



環境目標全体の達成状況

■基本目標1 富士山が育む豊かな自然を守り活かすまちづくり

○目標達成の見込み	富士山麓ブナ林創造事業植樹累計面積／河川・海域における水質の環境基準達成状況／汚水処理人口普及率
△目標達成の見込みが低い	多自然護岸の整備延長／民有林の間伐施業累計面積
×目標達成が困難	エコファーマー認定者数／認定農業者数

■基本目標2 環境への負荷の少ない安心で健全なまちづくり

○目標達成の見込み	大気環境基準達成状況（光化学オキシダントは除く）／ダイオキシン類に係る環境基準の達成状況
△目標達成の見込みが低い	自動車騒音に係る環境基準の達成状況／家庭系一般廃棄物の排出量／事業系一般廃棄物の排出量／1人1日当たりの一般廃棄物の焼却量（家庭系+事業系）／ごみの資源化率

■基本目標3 自然や風土に配慮した暮らしやすいまちづくり

○目標達成の見込み	市民1人当たりの都市公園面積／コミュニティ交通導入累計か所数／公園愛護団体数／指定文化財等件数
-----------	---

■基本目標4 次世代に継承する地球にやさしいまちづくり

○目標達成の見込み	産業分野を除く富士市域の新エネルギー発生量／市内 ZEH（ゼロエネルギーハウス）世帯数／高度利用技術による電力消費削減量／防犯用街路灯へのLED照明補助灯数／発電効率（ごみ焼却施設）／個別目標4-1削減効果／「クールチョイス22」の取り組み世帯数／環境活動年間参加人数／個別目標4-2削減効果／コミュニティ交通導入累計か所数【再掲】／市民1人当たりの都市公園面積【再掲】／富士山麓ブナ林創造事業植樹累計面積【再掲】／廃食用油の回収量
△目標達成の見込みが低い	クリーンエネルギー自動車等普及台数／環境に配慮する取り組みを行う延べ事業所数／エコドライブ取り組み世帯数／民有林の間伐施業累計面積【再掲】／個別目標4-3削減効果／1人1日当たりの一般廃棄物の焼却量（家庭系+事業系）【再掲】／富士市公共下水道の水洗化人口／個別目標4-4削減効果
×目標達成が困難	エコファーマー認定者数【再掲】

■基本目標5 パートナーシップで進める環境と調和するまちづくり

○目標達成の見込み	まちづくりセンターが主催する環境に関する講座数／環境活動年間参加人数 【再掲】／環境アドバイザー派遣年間延べ人数
△目標達成の見込みが低い	こどもエコクラブ登録団体数

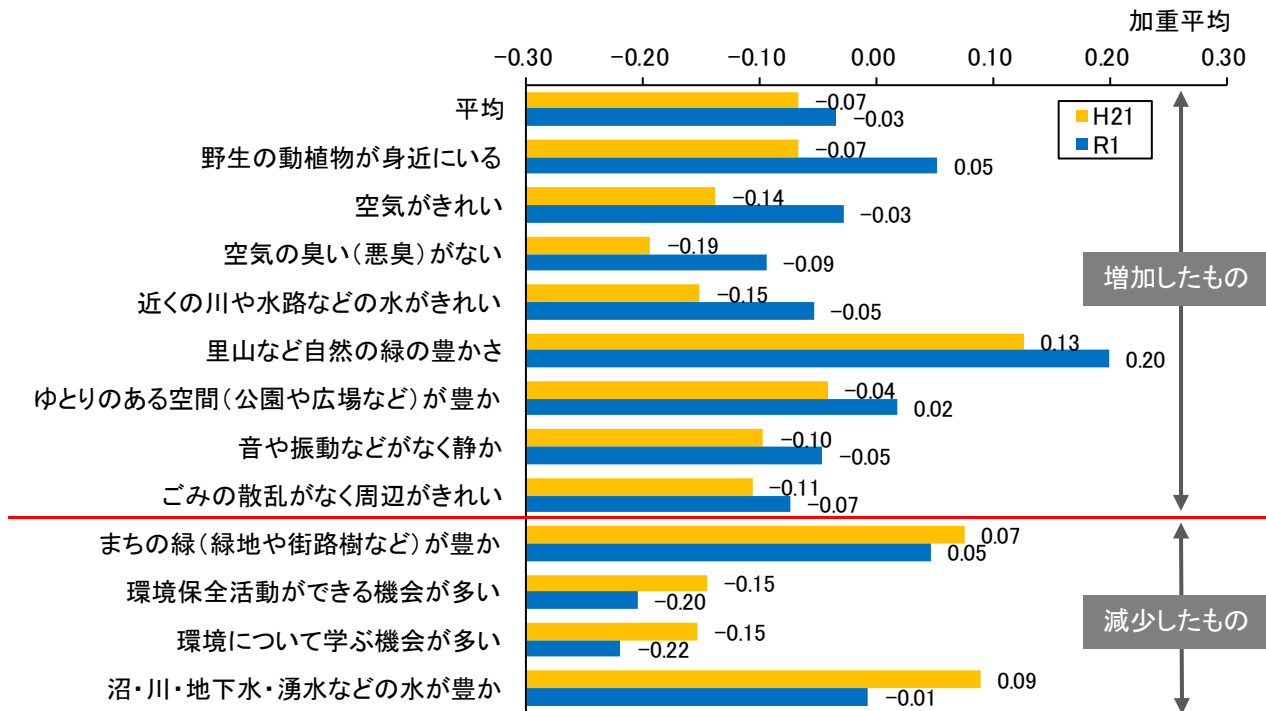
3-2 市民・事業者の意識調査による評価

環境基本計画の見直しにあたり、2019（令和元）年度に市民（2,000人）、事業者（500社）を対象に、富士市の環境に対する満足度、環境に関する取組状況などについて意識調査を実施しました。

また、2009（平成21）年度に実施した第二次計画策定時の意識調査結果と比較することにより、第二次計画に対する評価を行いました。

■環境に対する満足度（市民意識調査）

2009（平成21）年度と比べ、2019（令和元）年度の意識調査では、全体の平均は0.04ポイント増加し、満足度が増加していることが分かります。個別の項目ごとにみると、「野生の動植物が身近にいる」（+0.12ポイント）、「空気がきれい」（+0.11ポイント）などは満足度が増加しました。一方で、「沼・川・地下水・湧水などの水が豊か」（-0.10ポイント）、「環境について学ぶ機会が多い」（-0.07ポイント）などは減少しているため、これらの項目の満足度を増加させるための取組を推進していく必要があります。

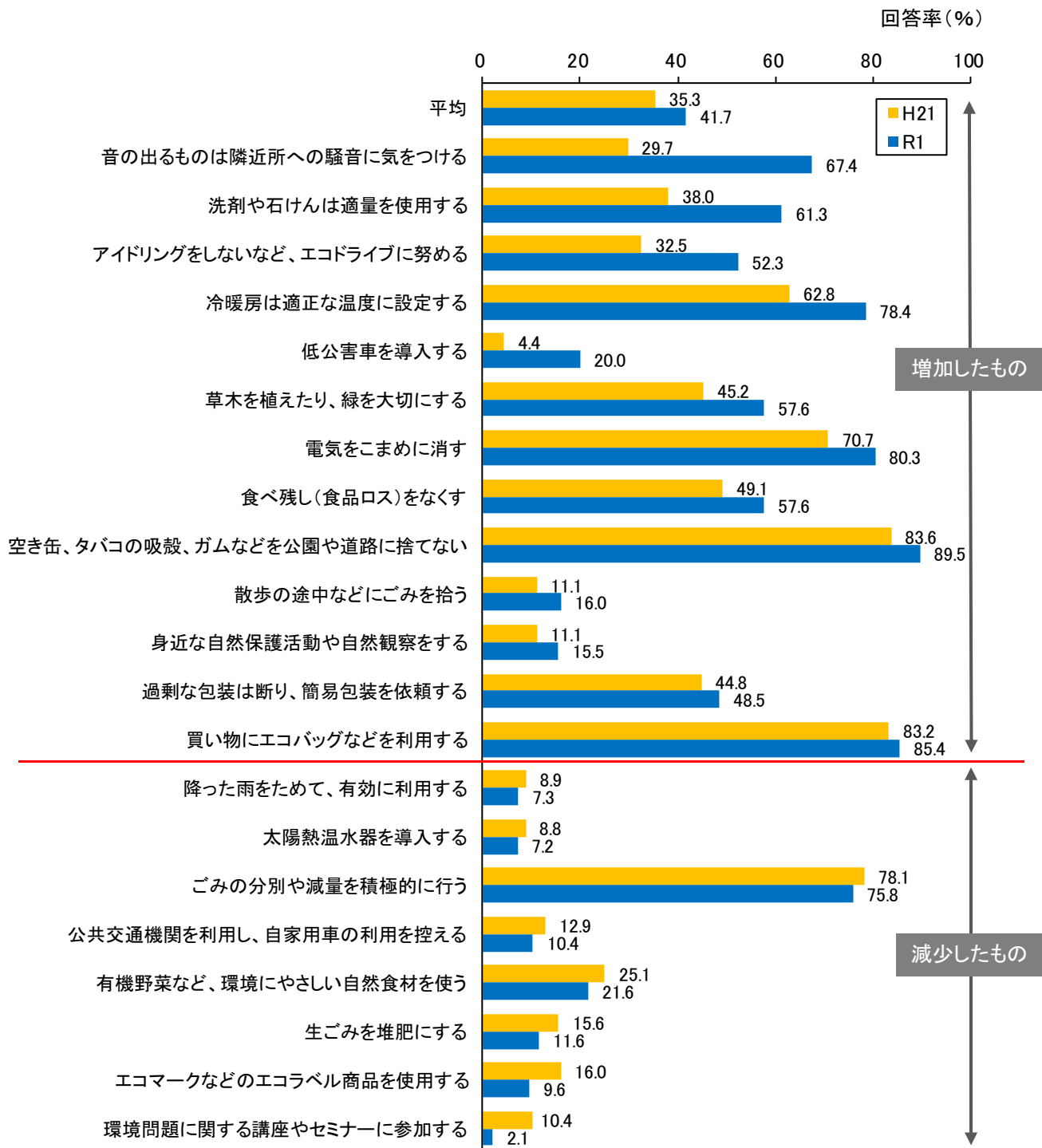


環境に対する満足度*の経年比較（市民意識調査）

* 加重平均（「満足」（1点）、「やや満足」（0.5点）、「どちらでもない」（0点）、「やや不満」（-0.5点）、「不満」（-1点））によって算出。

■日常生活での取組状況（市民意識調査）

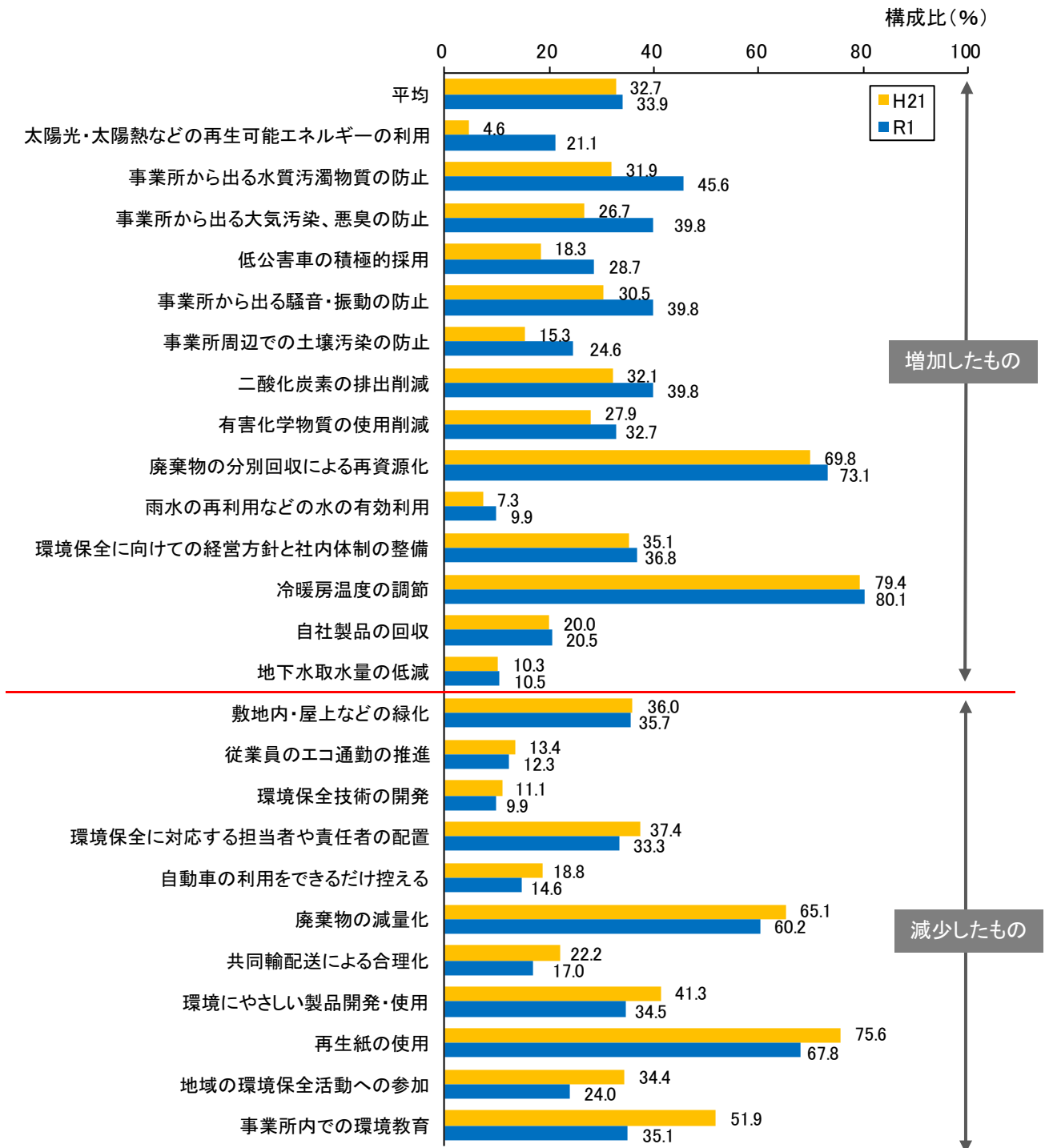
2009（平成21）年度と比べ、2019（令和元）年度の意識調査では、取組全体の平均は6.4ポイント増加し、取組を実践している人が増加していることが分かります。個別の項目ごとにみると、「音の出るものは隣近所への騒音に気をつける」（+37.7ポイント）、「洗剤や石けんは適量を使用する」（+23.3ポイント）、「アイドリングをしないなど、エコドライブに努める」（+19.8ポイント）などの回答が増加しています。一方で、「環境問題に関する講座やセミナーに参加する」（-8.3ポイント）、「エコマークなどのエコラベル商品を使用する」（-6.4ポイント）などの回答は減少しており、これらの項目は取組の推進が必要です。



日常生活での取組状況の経年比較（市民意識調査）

■事業活動での取組状況（事業者意識調査）

2009（平成21）年度と比べ、2019（令和元）年度の意識調査では、取組全体の平均は1.2ポイント増加し、取組を実践している事業者が増加していることが分かります。個別の項目ごとに見ると、「既に実施している」という回答は、「太陽光・太陽熱などの再生可能エネルギーの利用」（+16.5ポイント）、「事業所から出る水質汚濁物質の防止」（+13.7ポイント）、「事業所から出る大気汚染、悪臭の防止」（+13.1ポイント）などが大きく増加しています。一方で、「事業所内での環境教育」（-16.8ポイント）、「地域の環境保全活動への参加」（-10.4ポイント）などの回答は減少しており、これらの項目は取組の推進が必要です。



事業活動での取組状況の経年比較（事業者意識調査）